

気水第128号
平成24年10月5日

社団法人神奈川県環境保全協議会会長 殿

神奈川県環境農政局環境保全部大気水質課長



水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令等の施行に係る周知について
(依頼)

本県の環境保全行政の推進につきましては、日ごろ御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年9月26日に水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布され10月1日施行されました。

このたびの改正は、1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3, 3, 1, 1^{3, 7}] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン) を水質汚濁防止法第2条第4項に規定する「指定物質」に追加することにより、事故時における公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止することを目的としています。

この改正に伴い、本県では改正の内容について掲載した県のホームページを設けましたので貴会会員にお知らせくださいますよう御協力をお願いいたします。

【水質汚濁防止法施行令の改正について】

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p523276.html>

問い合わせ先

水環境グループ 工藤、佐藤

電話 045-210-1111 (内線 4124、4125)

ファックス 045-210-8846